

## 信託法・制度の経済分析

荒井弘毅

信託とは、委託者が信頼できる者（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする制度である。この信託制度に関しては、平成18年に信託法が改正されるなどして、その現代化が図られてきている。本研究は、法と経済学・法の経済分析の観点から、信託法・制度の機能の経済分析を行い、今日における信託の果たす役割の大きさを支える理論的基盤の整理に資することを目的とする研究である。

ある金融契約として、委託者（投資家）と受託者（エージェント）が存在する場合、エージェントは投資家から資金の委託を受け、信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする契約をする。適切な管理が履行される場合には、資産のコントロール権を維持できる、しかし、管理が履行されない場合には、コントロール権は投資家に渡ることになる。この概念を信託制度に即して考え、委託者と受託者が存在し、委託者は金銭や土地などの財産を受託者に移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをするものとなること、このとき、受託者には善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等が課され、委託者は信託行為に基づいて信託利益の給付を受ける権利（受益債権）を有すること、この受益権を確保するために委託者は帳簿閲覧請求や信託違反行為差止め請求をする権利を有することなどについて、経済学の観点から検討する。